

## 会 議 録

会議名 ( 付 属 機 関 等 名 )		令和3年度 第1回川西市景観審議会		
事務局 ( 担 当 課 )		都市政策部 都市政策課		
開催日時		令和4年3月16日(水)午後3時~午後5時		
開催場所		オンライン開催 ( 川 西 市 役 所 庁 議 室 他 )		
出席者	委員	澤木委員、平田委員、中江委員、栗山委員、森島委員、麻生委員		
	事務局	松井・篠崎・大村・堀内・角谷・福丸・後藤		
	関係人	越田市長		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		議 題 ( 1 ) 議案第1号 川西市景観審議会における会長及び副会長の選出 ( 2 ) 議案第2号 川西市景観計画の見直しについて(諮問) ( 3 ) その他 令和3年度川西市景観事業の報告		
会議結果		( 1 ) 議案第1号 会長は澤木委員に、副会長に平田委員に決定しました。 ( 2 ) 議案第2号 審議経過のとおり ( 3 ) その他(報告事項など) 審議経過のとおり		

## 審 議 経 過

事務局	<p>本日は年度末のお忙しいところ、当審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第1回川西市景観審議会を開催させていただきます。あらかじめお断りしておきますが、この会議は、議事進行記録のために録画させて頂いておりますことをご了承願います。</p> <p>私は、本日の司会進行をさせていただきます、都市政策部の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>昨年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web開催とさせていただいております。Web開催に伴いまして、回線の都合等で聞き取りにくい事があるかもしれませんが、何卒よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議事に先立ちまして、事務連絡をさせていただきます。</p> <p>まずは、委員の出席についてご報告させていただきます。委員7名の内、本日出席いただいておりますのは6名でございます。従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、市役所別室に設けております傍聴者用の会議室には、傍聴者は来られておりません。</p> <p>それでははじめに、市長の越田よりご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>みなさん、こんにちは。いつも、大変お世話になっております。</p> <p>日頃は、各委員の先生方におかれましては、景観行政という我々にとっても非常に大切な役割の中で、様々な見地から色々なアドバイスをいただき、ご指導いただいていることを心から感謝を申し上げます。</p> <p>川西市は今、非常に大きな転換点にきておりまして、令和6年度川西市総合計画の見直し、併せて都市計画マスタープランの見直し、また、それに合わせた景観計画を含めた各種計画の見直しの作業が本格化する状況でございます。</p> <p>本来であれば令和5年度からのスタートということであったのですが、コロナ禍の中で市民の皆さんと対話をしながら物事を進めていこうという私の思いがなかなか形にならないということもありましたので、オリンピックと同様2020年度がもう一度続くというイメージで仕切り直し、今からキックオフをさせていただき、令和4年度から令和5年度の2年間かけて作らせていただきたく、その点について様々な見地からご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>私自身の問題意識、市としての現在の考え方につきましては、後程私の方から改めてご説明をさせていただきたいと思っておりますが、本日から様々な形でお世話になると思いますのでどうかよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>続きまして、昨年の11月にご報告させていただきましたが、改選後のはじめの審議会でございますので、お手元の資料の委員名簿の順に簡単に自己紹介をしていただければと思</p>

事務局	<p>います。</p> <p>(各委員 自己紹介)</p> <p>続いて、この場をお借りいたしまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局 自己紹介)</p>
事務局	<p>それでは議事に移らせていただきます。なお、本日は任期開始後初めての審議会になりますので、この後、会長・副会長が選出されるまで引き続き、私の方で議事進行させていただきます。</p> <p>それでは、議案第1号「川西市景観審議会における会長及び副会長の選出」につきまして、本審議会は、川西市景観審議会規則第5条に基づき、会長、副会長を置くこととしています。同規則第5条第2項の規定に基づき、会長、副会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、ご推薦はありますでしょうか。</p> <p>なければ事務局より前期に引き続き、会長に澤木委員、副会長に平田委員を推薦したいと思えます。ご意見ありますでしょうか。</p> <p>ご意見ないようですので、引き続き、会長は澤木委員に、副会長に平田委員にお引き受けいただきます。よろしくお願ひします。それでは、これより議事進行につきましては、澤木会長にお願ひしたいと思えます。澤木会長よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは前期に引き続き、会長を承らせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次第に従いまして議事を進めさせていただきます。皆さまのご協力を得て、スムーズに進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、議案第2号「川西市景観計画の見直し」につきまして、始めに、景観計画の見直しについて、川西市景観条例第6条第3項に基づき、越田市長より当審議会に対し諮問いただき、合わせて市の考えを述べていただきます。なお、具体的な内容については、後ほど事務局の担当より説明いただきます。</p> <p>それでは、越田市長より諮問をお願ひします。</p> <p>(市長 諮問)</p>
市長	<p>続いて、市長から今回見直しに当たってのお考えをお願ひします。</p>
会長	

市長

通常、多くの審議会では諮問をした後、事務局の方が市長はこの後公務のため退室します、後は事務局の方で対応しますというのが多くのパターンだと思いますが、これにつきまして私はおかしいと思っております、この審議会で諮問させていただいたのは私に対して答申していただくということになりますので、市長の補助機関である事務局に対してするものではありません。現在、総合計画審議会を始め、様々な審議会では可能な限り私も議論に参加させていただき、悩んでいることを具体的にこういったことで悩んでいるのだということ、包み隠さず各先生方にお伝えし、より具体的に皆様方の知見をお借りしたいという思いで、冒頭、私の方からお話させていただきたいと思っております。

ただ、先生方に比べまして、私は専門家ではありませんので、甘い考えだとか的外れなことを言っているとお叱りを受けるかもしれませんが、市民の代表としてはこういうことを考えているのだということをお伝えして、問題提起として、お聞きいただきたいと思います。

私自身、市長に就任して4年目が始まったところになりまして、4回目の予算編成が終わりました。これからの時代をどのように考えていくのかということ、本当に厳しいですが、人口減少を前提にして、いかに持続可能な社会を作っていくのか、これは今までのことを今まで通りにすることはできないのだということ、そういったことを前提に我々がまちを作っていくことの大きな仕組みが総合計画であり、都市計画マスタープランで、その中に思想を盛り込んでいきたいと考えております。

まだ、完成はしておりませんので、その分野ごとに議論させていただいているところでございますが、大きな方向性としましては、人口減少の中でもしっかりと生き抜いていく社会作りということで、スタートをきりたいと思っております。

ただそういった中で、ご存じの通り川西市は大きく動き出そうとしております。具体的には20年以上開発が止まっていた舎羅林山地区の民間開発に物流拠点が来るということで、あくまで民間開発ということではありますが、大きく進み出しています。これは、新名神高速道路川西インターチェンジの開通に伴い、物流分野として大きな魅力があるということなのですが、交通の結節点であるということと同時に、近くに良好な住宅地であるベッタウンがあるということで、より勤労者を集めることができるということが川西のひとつの魅力になり、住宅地として発展してきた川西市に、働く場所という新たな魅力や価値が生まれてくるということで、私自身は非常に期待をしております。

ただ同様に、この新名神高速道路川西インターチェンジ周辺というのはまだ利用可能な土地がございます、それぞれの場所に対して、様々な形で民間業者からの活用のアプローチをいただいております。ただ、ここからが私としても悩ましいところになりまして、特に田畑が残っているところを、現在は市街化調整区域の中での土地利用を一定のルールを設けている状況ではございますが、果たして新しい魅力を加えるものの開発と、川西の住宅としての魅力や価値のある景観をどうやって共存させていくのか、まちづくりの方向性としましては、住宅都市1本で進んできた川西市に、新たな魅力、価値である働く場所を作っていくという大きな方向性を私は明確にしているのですが、ただ、山が切り開かれ田畑がなくなるという状況で、川西市民が本当に幸せになれるのだろうかと感じ、こ

これらの共存方法が何かあるのかということが私の悩みの部分であります。

そういった意味での観点から、新名神高速道路周辺をどういった景観の基準にして計画を作るべきなのか、こういった点につきましてご意見をいただきたいと思っております。

もう一つ、主にニュータウンが中心になるのかもかもしれませんが、川西市はいわゆる川西方式という方法でまちを開発してまいりました。道路や街路樹につきましても、開発した民間会社が整備をし、市に譲渡したという状況でございます。ただ、いずれの大型団地も開発後50年という時期を迎えておりまして、正直な話、市単独でその街路樹を適切に運用し続けるということが財政的にもマンパワー的にも非常に厳しい状況になっております。残念ながら現状は2年に1回強剪定をしております、当初街路樹を計画した人の気持ちを考えてどう剪定するのが良いのかということがありますし、これは川西市だけではなく、清和台の県道ではきれいな桜並木があったのですが、兵庫県の方針で全て強剪定をして桜が見る影もなくなったということがありまして、住宅都市としての本当の魅力や価値につながるのだろうかということ、しかしここはやはり人口減少が前提になりますので、全ては維持できない、維持できないからこそ大切なものをどう残していくのか、持続可能な形にしていくのか、またそのためにどういったルールを定めていったら良いのか景観計画の見直しと同時並行で街路樹の管理の計画の作成に入っておりますので、そういったところへの道しるべとして景観審議会でも景観行政としての景観の考え方についてご提案をいただきたいと思っております。

その他、黒川の里山風景とか、様々な課題があるのですが、私自身は景観を非常に重要なものと思っております。よく、自治体のまちづくりの誇りやシビックプライドという言葉がありますが、私は誇りという言葉あまり使っておりません。なぜかと言いますと、誇りというのは優れていないと誇りに思わないのですが、例えば私たちが子どもを大好きだというのは、子どもが勉強ができるとか男前だからというのでもなく、ただ愛おしく愛着があり大切に、心が通うような状況ができていくからで、これをつくるために、私は共通の思い出とか共通の価値観を持つことが非常に重要だと感じております。そういった意味で、私が川西の中で一番好きなまちなみが、私の実家があった小戸神社の参道の桜並木がありまして、その風景が本当に大好きで、何かしんどいことがあったらそこに行って色々なことを考えたりしていました。きっと、こういったことのひとつひとつの風景、景色、景観というものが、自然や文化や様々な観点であるかと思いますが、自分の記憶の中でずっと生き続ける、これがまちへの愛着につながっていくのではないかと感じております。

まちづくりとして、個人所有のものに対してどこまで制限ができるのか、こういったところは景観行政の中で色々な議論があったかと思いますが、川西市としてこれをどうやって守っていくのか、どう共通の思い出にしていくのか、愛着あるものにしていけるのか、愛着があるからこそ守り育ち、そして生かしていくことにつながっていくのだろうと思っています。

理念としては、私はまだ十分ではないと思っておりますので、皆様方から様々なご意見を頂戴する中で、川西の景観計画をこういったことをもって進めていくのだということ、市民の皆さんの共通の道しるべとして作っていきたく思いますので、どうかお力をお貸しいただきたいと思っております。

	<p>私からは考え方の大きな方向性と悩んでいる点についてご報告させていただきました。詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。引き続きまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)  <b>議題第2号「川西市景観計画の見直しについて」</b></p>
会長	<p>何か、ご意見等がありますか。</p>
委員	<p>土地利用計画の中で、インターチェンジを活かす地域振興としてプロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型のところにつきまして、面積ではここが一番広いですが、具体的にどのような土地利用を想定されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>具体的には、既存の山林やゴルフ場があり、アップダウンのある土地になりますので、自然を活かし、自然との共生を体感できるスポーツ・レジャー施設などの土地利用を想定しております。</p>
委員	<p>現状は、ほとんどがゴルフ場なのですか。</p>
事務局	<p>はい、大部分がゴルフ場になります。</p>
委員	<p>川西インター線の南側にあるプロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型の区域は2ヶ所ありますが、現状はどのような状況ですか。</p>
事務局	<p>川西インター線の南西側は山林になります。  南東側は、ゴルフ場ですが、現在廃業しておりますので、新たな土地利用を考えていかななくてはならない土地です。</p>
会長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私の事務所がこの近辺なのでよく知っている土地なのですが、一つ気になるところが川西インターチェンジの南西側にあるプロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型の土地は山林なのですが、なぜ土地利用可能な土地に入っているのかお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>こちらの土地につきまして、自然を活かした介護老人保健施設やキャンプ場等の利用ができないかということで、策定当時検討されておりました。緑色の自然環境保全ゾーンに比べて比較的高低差もなだらかになっておりますので、自然のまま残しておくよりもキャンプ場等、自然を生かした土地利用ができないかということでプロジェクト対応ゾーンの</p>

委員	<p>自然利用共生型にしたという経過がございます。</p> <p>当該地は完全な山になりますので、プロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型に入れる必要があったのかと思います。インターチェンジを出て真正面に見えるところだと思うのですが、そこを開発しても良い地域にすることに疑問があります。</p> <p>あとのプロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型の土地につきましては、ゴルフ場が廃業していることもありますし、スポーツ・レジャー施設などの土地利用をされることは良いことだと思います。</p>
事務局	<p>南西側の山林につきましては、高速道路を出ると急斜面であり、また、一庫大路次川の南側につきましても急峻な山になりますけれども、山の上の方に登れば、山頂付近は比較的、凸凹しておらず、平場を整備できそうな状況でありましたので、今の所、土地利用は図られていませんが、当時としては何等かの土地利用ができないかと考えてプロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型の土地に入れたという経過があります。</p>
委員	<p>それならば、積極的に開発型にするのではなくて、里山散策コースを作るとか、今の山の形状をしっかりと残して緑地を保全する方が景観的には大事かと思います。インターチェンジを出てすぐのところになりますので、開発をするよりは川西らしく緑の山がしっかりありますよというアピールは必要ではないかと思います。</p>
会長	<p>只今のご意見を踏まえて、議2-8の(3)新名神高速インターチェンジ周辺地区における景観形成の取組方針の3つ目の項目の中に、「上記実現のため、地区計画による法的な拘束力を高め、実効性を担保するため、新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画に具体的な基準を定める」とありますが、これは景観形成の基準なのか、それとも土地利用や建築に関する土地利用の中での基準を定めるということなのでしょうか。この辺りの位置付けを教えてください。ここで具体的にゾーン設定しているけれども、地区計画であれば、例えば、プロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型であればこういった基準の中で自然共生型の土地利用を考えてくださいというようなことが打ち出せると思いますが、そういうイメージでよいのでしょうか。</p>
事務局	<p>議2.8の(3)の下のイメージ図をご覧いただきたいのですが、景観計画の見直しに合わせて新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の基準を見直す予定で、都市計画に関する見直しの基準については都市計画審議会の方で諮らせていただき、景観に関する見直しの基準につきましては景観審議会の方でお諮りいただくことを考えております。</p>
会長	<p>現在の景観計画につきましても、この地区につきましては景観上重要な地区として地区指定して、その中で景観形成基準を定めたり、協定を結んでいくような記載になっているので、景観計画の方向性としては変わらないという理解で良いですね。</p>

事務局	<p>その通りです。景観形成の取組方針につきましてはそのままにして、具体の取組である基準について、新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の中で検討していくという構成で考えております。</p>
会長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>プロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型についてお聞きしたいのですが、ゴルフ場或いはゴルフ場跡地の部分につきましては既に木が切られている部分なのですが、それに比べて先程ご指摘のあったインターチェンジ南西側の部分は樹木がきれいに残っている山になっています。これは本来次の議題かもしれませんが、市が財政的に厳しくて樹木の管理ができないという話が出ている一方で、こういったせっかくきれいに残っている、しかも手を入れなくても自然のまま残っている部分を開発するということは、さらに樹木が減り、かつ手がかかる樹木になるということになるかと思えます。手がかからない自然を極力残して、コストがかからない景観を維持していく方法を考える必要があるかと思うのですが、ゴルフ場についても自然が残っている部分と自然が残っていない部分が一緒に扱われています。次の具体的な計画の部分で扱われるのかかもしれませんが、危惧していますのが、これは都市計画にもからむということなので、都市計画上、現在緑がきれいに残っているところも開発可能なところになってしまうと、今後の将来イメージが全く変わってしまうと思えます。その辺りは、都市計画的には何を考えて、景観上どう整合性を取られようとしているのかを教えてください。</p>
事務局	<p>まだ、計画を見直し始めたところで、まだ具体の考え方はないため、今回、景観に関してご意見をいただいたことを踏まえて、都市計画審議会の方でも基準について合わせて検討させていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>他のゾーンにつきましても、街路樹ではなくて、自然が残っていて道路内で緑を感じられるところはあえて手を入れずに、狭くても良いから残していくことを細かに考えることがコストのかからない景観の維持につながるのではないかと思います。そういった点、可能であれば検討していただければと思います。</p>
会長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>プロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型につきまして議論していますが、開発と規制という2つの対立と捉えられがちなのですが、必ずしも一軸だけで考えるものではない時代が来ているような気がします。新名神高速道路インターチェンジ南東側のゴルフ場が廃業されたということでしたが、規制をかけて開発不可にしておけば、規制がかかって緑地が保全されているのだけれども実態はどんどん荒れていくということになり、法律通りにやっているのに見た目は荒れているという状況が生まれかねないということもあるかと思えます。</p> <p>オレンジ色のプロジェクト対応のゾーン新規機能型のところは農地なのですが、近年は</p>



農地であっても農家の高齢化や後継者不足によって耕作放棄も進んでいるだろうし、当該地も市民農園のように貸出をしているところが結構ありましたので、もう農地を維持できなくなってしまっているのだろうということも考えられます。ですから、ここも開発規制をしておけば農地が守られるわけではなくて、誰かが土地を守らなくてはいけないということになっている時代だと思います。規制をすれば守られ、緩めれば開発されるという時代ではないように思います。

例えば、プロジェクト対応ゾーンの新規機能型にしても、企業が立地する際に、周辺の樹林や農地を活用してもらおうというようなことをすれば、企業という法人も住民なので、企業という住民と共にまちづくりや景観づくりを考えていくような考え方も必要だと思いました。中央にあるプロジェクト対応ゾーン新規機能型のちょうど北側には素戔嗚（すさのお）神社があり、歴史的な集落が残っているような感じがありますし、素戔嗚神社の前に立地する企業というのはやはり気にするのではないかと思います。企業は必ず敷地の中に神社を祭っていらっしゃり、ビジネスの成功を祈って祠を祭っておられるわけですから、立地する企業の方と一緒にこの地域のまちづくりや景観づくりを考えていくという視点も必要なのではないでしょうか。先に基準だけ作っておいて、その中で基準を守って運用してくださいという考え方ではなくて、立地する企業はまだ決まっていないのかもしれませんが、皆さんと一緒にこの地区をどうしていったら良いのかということを考えていくような計画作りの考え方の転換が必要なのではないかと思います。それは先程言ったように、緑というものは何も手をつけないよう規制していれば良い緑になるのではなくて、図面上は緑なのだけれど、現状は荒れ地になっていく可能性がある。きちんと手をかけて、里山や農地など人手をかけて守っていかないと良い緑にはならないので、規制をすれば達成されるものではなく、そこに关わる人と一緒にやっていって、その結果得た利益を手掛けた人が共有できるようにするという考え方が必要なのではないかと思います。

その計画をどうやって実現していくのかということについてはなかなか難しいですが、今回、このようなことに着手するのであれば、そういうことが一歩でも前に進むような計画作りを考えてはどうかと思いました。

事務局

市の方でそのような考え方を持っていませんでした。とても良い考え方だと思いますので、ご意見を踏まえて基準作りに着手して携わっていきたいと思っております。

会長

ご発言の趣旨からすると、基準というのは表に現れる手段なので、基準を作っていく際にどういう思想を持って、自然の適正管理や、住民関与をしながらどう作っていくかなど、景観審議会よりも新名神高速道路周辺土地利用計画の具体化の作業の中でこういった意見を反映させていただければと思います。

委員

議2-8につきまして、都市計画に関する見直しと景観に関する見直しがあり、景観に関する見直しは景観審議会に諮らなっていますが、上の方に「地区計画による法的な拘束力を高め」と書かれておりまして、地区計画の内容については景観審議会では何も議論できないということでしょうか。

事務局	<p>そうではなくて、地区計画の基準の中の景観分野に関することにつきましては、景観審議会にお諮りさせていただき、ご意見を聞きながら進めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>行政の方がおっしゃる景観分野というのは何を指しているのでしょうか。というのは、景観上の課題というのは、特にこういう自然がたくさん残っているところで開発を許容する際によく起きるのですが、非常に大規模な流通施設や工場が建つことによって見たことのない景観が生まれてしまい、建築計画が決まっているのに、住民の方が景観を見て驚いてしまうことが多いです。それは、建物の規模や高さ等のボリュームの問題なのですが、そういうことを地区計画の中で決めることができるのですが、これらの項目を行政の方は都市計画の中で考えて、景観に関する項目だとはおそらく思っていないと思います。ただ、住民の方から見れば、都市計画がこっちの項目で景観がこっちの項目であるという分類はおそらく理解されないと思いますので、地区計画の建物の規模や高さを検討する時に注意深く検討して、都市計画審議会で決まりましたというようにならないようにしていく必要があると思います。都市計画と景観は市役所の中では別項目だと思っているようですが、決してそうではないということをお伝えしたいと思います。</p>
事務局	<p>景観は、色だけでなく、ご指摘の通りボリュームなども項目の一部だと理解しておりますので、その辺りは都市計画審議会と景観審議会でご意見を聞きながら進めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>土地勘がない中での質問になりますが、このエリアは景観計画において自然景観のエリアと、集落景観が3か所設定されていて、石道地区については集落の環境を維持しながら沿道で別の土地利用がなされたり、その周辺は山林があるという集落景観がイメージできるのですが、残りの2ヶ所の集落景観につきまして、今回の土地利用との関係性について教えてください。</p>
事務局	<p>石道地区についてはおっしゃるとおりです。残りの2ヶ所につきまして、どのようなことを教えてとおっしゃったのか、もう一度お聞かせください。</p>
委員	<p>景観計画上の集落景観となっているエリアと素戔鳴神社の周辺の農地のあるプロジェクト対応ゾーンの新規機能型との関係、もう1箇所その南東部分にある集落景観と土地利用の関係を教えてください。</p>
事務局	<p>オレンジ色のエリアのことを言われているのだと思いますが、既存集落というよりは田畑があるという土地で、そこを一定開発や建築ができるようにする土地利用を考えていきたいのですが、そういうことではないのでしょうか。</p>
委員	<p>そうすると、景観計画上で丸印のついている2つの集落景観は考え方が大きく変わると</p>

<p>会長</p>	<p>ということでしょうか。</p> <p>委員のおっしゃられているのは、景観計画の25ページに集落景観を丸印でプロットしている東畦野、西畦野のことだと思うのですが、土地利用の図で言うと、集落の住居域があるところはプロジェクト対応ゾーンから外れていて隣接しているという認識でよろしいでしょうか。集落の一部の田畑がこのエリアに入っていますけれども、住宅があるのは一番西側のところだけということなのでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>景観計画で丸印のついている西畦野、東畦野の集落につきましては、土地利用のプロジェクト対応ゾーンの田畑だけではない住居域を含めて集落としてプロットさせていただいておりまして、土地利用で塗っているオレンジ色の部分はそのうち住宅域でないところだけであるので考え方は大きく変わらないと整理しております。</p>
<p>会長</p>	<p>先程出てきた、素戔鳴神社というのは西畦野にあるのでしょうかね。集落景観というのは、田畑、山林も含めて集落と呼びますので、一体となっているものが集落となります。</p>
<p>委員</p>	<p>この辺りを良く知っていますのでご説明させていただきます。今、言われていることは私もすごく言いたくてしょうがなかったのですが、ここには石道、西畦野、東畦野の3つが集落景観としてあります。その集落が持っている田畑がオレンジ色のゾーンにあたります。ですから、プロジェクト対応ゾーンは集落と一体なのです。ですから、私はオレンジ色の部分と集落は一体で考えるべきだと思っております。</p> <p>素戔鳴神社は西畦野のエリアにあり、すごく歴史のあるところで、多田神社ゆかりの小童寺もあり、渡辺綱（平安時代の武将）の墓もあり、由緒正しい集落になります。この集落の南側にプロジェクト対応ゾーンが位置付けられているということですが、物流倉庫等は完全にありえない場所だと考えて良いところだと思います。ここは畦野（うねの）と言いますが、奈良時代から平安時代に畦野牧という牧場があったと言われているところでもありますので、安易に建物を建てるべき場所ではないということをお分かっていないといけないと思います。</p> <p>それから、石道のプロジェクト対応ゾーンに物流センターが現在建設中なのですが、ここに関しても西隣にある石道の集落の農地がありました。我々景観審議会の関係のないところで物流センターが計画されてから意見を言えと言われて困ったのですが、その際に中央にある西畦野のプロジェクト対応ゾーンはそのような活用をして欲しくないと思わせていただきました。ですから、集落の一部である田畑に関して、田畑だから景観計画上の集落に関係ないという考え方ではないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご指摘のありました通り、石道、西畦野、東畦野は集落の一部として田畑があるところをプロジェクト対応ゾーンとしています。しかし、平田委員からご意見のありましたように、適正に管理された田畑であればそのまま残すということもあると思うのですが、実際は農業従事者に後継ぎがないという問題もあります。時代の変化と共にこれらの集落を維持していくためには、土地利用を考えていかななくてはならず、何かしら動いていかな</p>

	<p>てはならないと思いますので、住民のニーズを聞きながらどのような土地利用を図っていくのが良いか、総合的に考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>農地として残すというのはなかなか難しいところがありますので、その場所ごとに対応していくのが大切かと思えます。</p>
委員	<p>畦野につきましても、今のまま置いておくと農地は荒れていくばかりだと思います。ですから、最終的に企業が立地して良かったと思われるようにするには、いかにしたら良いのかということなのだと思います。企業が来て、開発されることは必ずしも悪ではないと思います。</p> <p>例えば、シアトルのマイクロソフトキャンパスは、企業が立地してとても美しいまちになりました。極端な例ですが、ここに来る企業は木造で2階建てまでしかダメというルールで土地利用すると、現代の新しい集落が生まれるということもあり得ると思います。開発と規制の2項対立で行うのではなく、景観は皆で作っていくものなので、土地所有者の方々と一緒に考えていこうというようなスタイルの方が良いのではないのでしょうか。というのは、いきなり地区計画を持ち出すのではなくて、景観協定の方から考える方が良いのではないかと思っております。景観協定の内容が定着していったら、地区計画に移行していくということがあるのかもしれませんが、最初から市の方で地区計画を作って、その基準に当てはめて届出をさせるというやり方ではなくて、立地する企業や地元の皆さんと一緒に、都市計画としては大まかなことを決めておいてもらって、景観作りの方は景観協定で地元の皆さんと一緒に議論して協定を作っていきますというやり方が、景観政策としてのオリジナリティが出るのではないかと思いました。</p>
委員	<p>私もその考え方に賛成で、実際に現地の農地を見ていないので周辺の状況も含めて現地を見ないといけないと思うのですが、土地利用計画図として地図に色が塗られてしまうと、既存の集落や土地利用とは全く違う使い方をされてしまうのではないかと思っております。もう少しきめ細やかに、土地の在り方を、地元の意向も含めて丁寧に考えていくことができたら良いと思います。集落の方の温度感も分からない中での発言になりますので、実現可能であるかというのがありますが、そのように思いました。</p>
会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>新名神の案件に話題が集中していますが、これから2年間かけて、総合計画と都市計画マスタープランの見直しと合わせて、景観計画も当初作成してから5年以上経っていますので見直しをしていくという流れの中で、一番インパクトがあるのが新名神高速インターチェンジ周辺地区の土地利用です。今日の資料を色々拝見していると、今、悩まれているところの課題の洗い出しがメインになっていますが、別添1の資料には、これまでの取組実績の検証があります。前回の景観計画の策定にも現在の景観審議会の委員が多く関わっていただいているのですが、生活シーンを中心としながら川西らしい景観の在り方を思考してきた結果、今の景観計画ができてきており、新たな課題だけではなくこれまでの成果</p>

もしっかりと共有してほしいと思っております。景観づくりというのは、巨大なものが一つできてしまったらそのインパクトでマイナスのダメージを受けてしまうことがあります。プラスを作っていくというのは、地道に一つ一つの建築活動を共有し、景観イメージに近づくように作っていき、修景していくという積み重ねになりますので、計画期間が10年とはいえ、景観でいえば10年というのは短く、もっと長く取り組んでいく必要がありますので、現計画の骨子のいい所をしっかりと継承しながら、課題に対応していくような形になっていくと思いますので、成果の部分もしっかりと共有してほしいと思います。また、総合計画と都市計画マスタープランの見直しの動向を確認しながら、景観計画の方も見直ししていく必要がありますが、その辺りのスケジュール感はいかがでしょう。来年度の終わりにはその辺りの方向性が見えてくるのでしょうか。最終の令和5年度の段階にならないと見えてこないのでしょうか。この審議会での見直しの進め方において、時期ごとのテーマ性を共有しておきたいのですが、その辺りの追加説明をお願いします。

事務局

申し訳ありませんが、行政は縦割りになっておりますので、少し大きい話を私の方からさせていただきたいと思っております。

総合計画を作るにあたって、一番の懸案事項が10月に市長選挙と市議会議員選挙があるということで、来年度の上半期の部分につきましては、総合計画の中の議会での議決が必要な基本構想部分、いわゆる漠然とした価値観をお示しするような部分が主な議論になってくるということになります。それが完成した後に、より具体的な、景観計画などの各種計画も含めて全てで総合計画という考え方をしようということが今回の我々の考え方でありまして、イメージとしては我々が議論させていただいている内容を、逐一事務局を通して計画に関わっている方に情報共有させていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

私が、川西市は住宅都市の価値ではなくて、産業と工業をどんどん入れて、景観は二の次であるという価値観でしたら、そもそもこの景観審議会の議論の意味がなくなってしまうので、このような考え方でまちづくりを考えている、都市計画マスタープランでこういう議論が進んでいるということの一つ大きな土台にしながら、場合によっては景観審議会の皆さんから、総合計画の方針はこうだと言っているけれども、景観側からするともう少しここを総合計画に盛り込むべきではないかというような双方向で情報の行き来できるような作り方をさせていただきたいと考えております。そういった意味で時期を統一して見直しを実施しております。

少し具体的なスケジュール感につきましては、事務局から説明をさせていただきますが、総合計画としては、来年度前半までは非常に大きな話を中心になってきます。その後、市長選挙を経て、様々な市民会議で市民の皆様のより具体的な意見をいただき、それも反映できるものにつきましては、例えば市民の皆さんからこういうご意見がありました、景観審議会の委員の方からするとどのように計画に盛り込むことができるでしょうかといったこともキャッチボールさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長

大きな流れは理解できました。総合計画と景観審議会はどこまで関わられるか分かりま

	<p>せんが、先程話題になりました新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しは、別添2のスケジュールによると来年度の6月～9月頃に骨子の議論がされて、12月以降に素案作成にいくのですが、骨子のあたりで土地利用計画のゾーンの使い方につきまして、皆様のご意見を相互に交流できたら良いかと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りです。6月頃から開始予定の骨子作成の際には、総合的に皆さんの意見をいただきながら、作成できたらと考えております。</p>
会長	<p>それから確認しておきたいのですが、新名神の関係で言いますと、資料議2-8(3)の2項目につきまして、景観計画の景観形成の取組方針を「保全」から「形成」とするという記載になっていますが、現景観計画では、土地利用を想定し、新たな景観形成をするということで、「保全」と「形成」の両方ではなかったですか。「保全」だけだったでしょうか。</p>
事務局	<p>現景観計画の記載は、「保全」と「形成」の両方です。資料議2 8(3)にこのように記載したのは、特に重きを置いていることを強調するために、「保全」から「形成」とするという文言を使わせていただきました。</p>
会長	<p>分かりました。資料の書き方だと、「保全」をやめて「形成」だけにするように読みましたので、そうではないという理解で良いですね。</p>
事務局	<p>そのとおりです。保全の例として、素戔鳴神社のように、必要なものは残すという考えでおります。</p>
会長	<p>資料議2 8(3)1項目で、「働く場所などの新たな価値を生み出す」と書かれておりますが、景観計画は、総合計画と違い、働く場所を生み出すなどの考え方はなく、フィジカルな計画が主になりますのでこういったことは記載しないのですが、川西市は住宅都市だけで良いというような状況で景観計画は作成されていないと思いますので、こういった都市の特色も想定して景観計画として受けられるように策定されていると思います。ですので、この辺り、審議会の委員の方々と事務局の担当の方の意識合わせがもう少し必要かと思われました。今後、きっちりとコミュニケーションを図りながら、意見交換させていただけたらと思います。</p> <p>資料になりますと言葉が一人歩きしてしまいますので、特に2項目の記載方法は、非常に誤解を招いてしまいますので留意してほしいと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>川西市の景観の取組に関しまして、事務局は今まで非常に丁寧に取り組まれてきていると思っております。これからになると思うのですが、今回、素戔鳴神社周辺の話も出ましたが、資料として、どのような景観資源があるのかが見えた上でないと議論がしにくいと思います。やはりこういった議論の際には、詳しい資源がどこにどのようなものがあるか</p>

<p>会長</p>	<p>についての資料が必要になりますし、緑につきましても、緑は景観資源としては面としか示されないと思いますが、本当に残した方が良い緑と、荒れてしまっているところをきちんと分けてお示しいただけると、今後より具体的な議論が建設的にできると思いますので、お手数だとは思いますが、議論のベース作りにご尽力いただけるとありがたいと思いました。</p> <p>石道の物流施設ができる時、計画ができてからでしたが、審議会で現地見学をしていただいて、現場で議論させていただきました。こういった特定の地区の方針を決める時には、現地に行ってみて、どういうところが重要な視点場で、そこから何が見えるか、景観の骨格は何か、どこが守るべきでどこを修景すべきなのか、現地で暮らしている人や道路を通過する人等、それぞれの視点に立って分析しないと、地図上で議論していてもなかなか見えないこともあります。スケジュールを合わせるのは難しいところはあるかもしれませんが、現地を見せていただけるとありがたいと思いました。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今、おっしゃられたことはとても大事だと思いました。私はこの辺りで活動しているので、現地をよく知っています。現地見学の機会がありましたら、私もぜひ説明させていただきますし、立派なお寺や多田源氏の物語もたくさんありますので、協力したいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ぜひ、よろしくお願いします。</p> <p>引き続きまして、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 説明)</p> <p><b>その他(報告事項)「令和3年度 川西市景観事業の報告」</b></p>
<p>会長</p>	<p>今年度の景観事業につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>啓発事業の方はコロナ禍の影響を受けてご苦労されていると思いますが、今後、どう推移していくかということはあるかと思いますが、コロナ禍だからこそ皆さんホームページを見ていただいているのかもしれないですね。</p>
<p>委員</p>	<p>黒川の景観形成重点地区の事例で資料の報-3のカフェなのですが、とても景観を考えてもらって、自然素材を使用したりデッキを採用したりしており、すごく良い内容だと思います。このような建物が里山にできたら良いと思いました。</p> <p>この事例とは別件なのですが、昨年秋に黒川を散策しましたところ、既存の建物の蔵が改造されていて景観が変わっていた物件があり、現地の写真を撮ってきたのですが、以前は蔵として三角屋根の茅葺きが道路から見えていたのですが、リフォームされたのか三角屋根が見えなくなりました。私が以前にヘリテージマネージャーで調査した際の写真と、昨年撮った写真を見比べていただきたいのですが、これが本当に黒川の景観形成</p>

事務局	<p>重点地区に合うのか疑問なところがあるのですが、市としての考えをお聞かせください。</p> <p>その建物につきまして市は把握できておりませんでしたので、後程、森畠委員に詳細を確認させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>ヘリテージマネージャーが悉皆調査をさせていただいた際に、景観にとってシンボリックな重要な建物として10軒程挙げさせていただいたうちの一つになります。所有者さんから増改築したいと言われた時に、景観条例の基準からすると合致するのですが、景観としては不適だと思うのです。日本一の里山を目指しているところなので、蔵がなくなってサイディングボード張りの建物になってしまうというのは、通常の景観エリアであればリフォームは届出不要かもしれませんが、当該地は景観形成重点地区なので届出が必要だと思うのです。そのような際に、市で対応できないのであれば、景観アドバイザーとしてヘリテージマネージャーにご相談いただけたらと思います。</p>
会長	<p>その他、何かありますでしょうか。</p>
委員	<p>黒川につきまして、我々ヘリテージマネージャーが阪神地区で散策したりフォーラムを開いたりしているのですが、一番気になっているのが、黒川小学校が廃校するということが決定されて、黒川地区に小学校がなくなりました。黒川小学校は明治時代の建物と戦後すぐの昭和の建物とが2棟ありまして、市は条件に合わなければそのうち南棟1棟を解体するとおっしゃっているのですが、私は2棟とも残すべきだと訴え続けています。本日は市長も来られていますので、黒川小学校は残して、どう活用するのか考えてもらいたい。なぜかと申しますと、黒川小学校は学び舎でありますので、今まで休校していましたが、市内の小学4年生が里山学習で来られていました。これはもう黒川だけの小学校ではなくて、川西市民全体のふるさとの学校だと思いますので、そういう実態も踏まえて、北棟だけ残すのではなく、北棟南棟の2棟とも残すべきだと思います。現在、ロシアからウクライナへの侵攻もありすごく避難民が出ていますが、南棟に関して言えば、戦後すぐに建築されたいわれは、太平洋戦争で疎開してきた子どもたちが一気に増えたために建築された戦争遺産でもありますので、しっかり残してもらうことが大事だと思います。</p>
会長	<p>その他、何かありますでしょうか。</p> <p>それでは、司会を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>長時間に渡りご審議いただき、ありがとうございました。これもちまして、令和3年度第1回川西市景観審議会を終わらせていただきます。本年度の景観審議会は以上を持ちまして終了とさせていただきます。令和4年度第1回景観審議会は、後日、日程調整させていただきたいと思います。来年度も引き続き、よろしく申し上げます。皆さま、ありがとうございました。</p>